

令和3年 第10回

戸田市教育委員会定例会

令和3年10月21日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第10回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第20号 生涯学習課所管施設の開館時間変更について…………… 1

(2) 議案

議案第30号 令和3年度一般会計（教育委員会関係）12月補正予算（案）について…… 4

議案第31号 令和3年度海外留学奨学事業特別会計12月補正予算（案）について…… 11

議案第32号 戸田市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（案）… 13

議案第33号 図書館戸田公園駅前配本所の臨時休所について…………… 15

議案第34号 彩湖自然学習センター（みどりパル）開館時間の変更について…………… 18

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和3年11月18日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

生涯学習課所管施設の開館時間変更について

戸田市立芦原小学校生涯学習施設開館時間変更について

1 開館時間

【変更前】午前9時から午後9時30分

【変更後】午前9時から午後9時（ただし、貸室の利用時間は午後8時30分まで）

※状況により変更になる場合あり。

2 期 間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月24日（日）まで

3 理 由 等

戸田市新型コロナウイルス対策本部会議において、市内公共施設等の利用時間について、10月24日（日）までは午後9時までとすることが決定されたため。

4 参 考

戸田市立芦原小学校生涯学習施設運営要綱 ～抜粋～

（利用時間）

第3条 施設の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

（休館日）

第4条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

戸田市立図書館上戸田分館の開館時間変更について

1 開館時間

変更前 午前9時から 午後9時30分まで

変更後 午前9時から 午後9時まで

2 期 間 令和3年10月1日（金）から令和3年10月24日（日）まで

3 理 由 等

戸田市新型コロナウイルス対策本部会議において、当該施設の開館時間の短縮が決定したため。

4 参 考

戸田市立図書館条例施行規則 ～抜粋～

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

名称	利用時間
戸田市立中央図書館	月曜日から金曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）は午前9時から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後6時まで
<u>戸田市立図書館上戸田分館</u>	<u>午前9時から午後9時30分まで</u>
戸田市立図書館下戸田分室、戸田市立図書館美笹分室及び戸田市立図書館下戸田南分室	午前9時から午後6時まで
戸田市立図書館戸田公園駅前配本	月曜日から金曜日まで（その日が休日

所	である場合を除く。)は午前8時30分から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後5時30分まで
---	--

第9章 雑則

第34条 第4条から第10条の2まで、第12条から第18条まで及び第20条から第23条までの規定は、第31条の規定により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第4条中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第8条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第1項、第4項及び第8項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第10条の2中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第12条、第13条、第16条から第18条まで並びに第22条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとし、第1号様式から第8号様式までに替わるものを指定管理者が別に定めるものとする。

議案第30号

令和3年度 一般会計（教育委員会関係）12月補正予算（案）について

（歳入）

（単位：千円）

款・項・目・節	補正前の額 （節）	補正額 （節）	計 （節）	説 明	細 節 ： 細 々 節 ：
15国庫支出金 01国庫負担金 03教育費国庫負担金 01小学校費負担金 (教育総務課)	32,740	20,026	52,766	01公立学校施設整備費 【補正理由】国庫負担金の交付決定に伴う補正	20,026
15国庫支出金 02国庫補助金 06教育費国庫補助金 02小学校費補助金 (教育総務課)	91,655	5,332	86,323	02学校施設環境改善交付金（施設整備事業） 【補正理由】国庫補助金の交付決定及び事業費の確定に伴う補正	5,332
15国庫支出金 02国庫補助金 06教育費国庫補助金 03中学校費補助金 (教育総務課)	138,485	66,872	71,613	02学校施設環境改善交付金（施設整備事業） 【補正理由】国庫補助金の不採択及び事業費の確定に伴う補正	66,872
17財産収入 02財産売払収入 01物品売払収入 01物品売払収入 (生涯学習課)	0	1,650	1,650	01物品売払 【補正理由】旧戸田市立少年自然の家の不要物品売却に伴う補正	1,650

(歳出)

(単位：千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 細節 細々節
10教育費 01教育総務費 03教育指導費 01学校教育指導事業 01学校教育指導事業 (教育政策室)	112,660	1,394	114,054	節18負担金、補助及び交付金 ○02補助金 ・13修学旅行等キャンセル料 【補正理由】 新型コロナウイルスの影響での修学旅行等の中止等によるキャンセル料等への補助事業開始(スキー教室分)に伴う補正	1,394 1,394 1,394
10教育費 02小学校費 02学校建設費 01小学校施設整備事業 01小学校施設整備事業 (教育総務課)	1,438,699	△ 179,274	1,259,425	節14工事請負費 ・戸田東小学校・戸田東中学校改築等(Ⅲ期)小学校校舎解体 ・新曽小学校教室棟(給食調理場)増築等 ・美谷本小学校、美女木小学校屋内運動場空調設備設置工事 ・笹目小学校、笹目東小学校屋内運動場空調設備設置工事 ・芦原小学校、新曽北小学校屋内運動場空調設備設置工事 ・新曽小学校、戸田南小学校屋内運動場空調設備設置工事 ・喜沢小学校、戸田第二小学校屋内運動場空調設備設置工事 【補正理由】 契約額が確定したことに伴う補正	△ 179,274 △ 95,797 △ 48,000 △ 4,939 △ 4,345 △ 9,229 △ 8,382 △ 8,582
10教育費 03中学校費 01学校管理費 04中学校教育振興費 01中学校教育振興費 (教育政策室)	84,463	△ 2,631	81,832	節18負担金、補助及び交付金 ○01負担金 ・オリンピック・パラリンピック観戦事業 【補正理由】 東京オリンピック・パラリンピック観戦事業の中止に伴う減額補正	△ 2,631 △ 2,631 △ 2,631
10教育費 03中学校費 02学校建設費 01中学校施設整備事業 01中学校施設整備事業 (教育総務課)	1,211,153	△ 251,913	959,240	節14工事請負費 ・戸田東小学校・戸田東中学校改築等(Ⅲ期)中学校校舎解体 ・戸田東小学校・戸田東中学校改築等(Ⅲ期)中学校屋内運動場改修 【補正理由】 契約額が確定したことに伴う補正	△ 251,913 △ 178,983 △ 72,930

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 細節 細々節
10教育費 04社会教育費 01社会教育総務費 03生涯学習事業 02市民大学・家庭教育事業 (生涯学習課)	8,502	△ 156	8,346	節07報償費 ○01講師謝礼 【補正理由】 新型コロナウイルス感染拡大による事業中止に伴う補正	△ 156 △ 156
10教育費 04社会教育費 04文化財保護費 01文化財保護事業 01文化財保護事業 (生涯学習課)	10,625	△ 127	10,498	節01報酬 ○04会計年度任用職員報酬 ・パートタイム会計年度任用職員17人 節04共済費 ○04社会保険料 節08旅費 ○01費用弁償 節12委託料 ・01埋蔵文化財発掘調査業務 【補正理由】 会計年度任用職員に対する支給実績、支給予定額及び未執行額の精査に伴う補正(節01、04、08) 埋蔵文化財発掘調査業務における試掘件数及び発掘件数の大幅な増加に伴う補正(節12)	△ 1,014 △ 1,014 △ 1,014 △ 378 △ 378 △ 152 △ 152 1,417 1,417
10教育費 04社会教育費 05少年自然の家費 01少年自然の家管理運営事業 01少年自然の家管理運営事業 (生涯学習課)	10,875	△ 4,586	6,289	節12委託料 ・01備品等片付作業業務 ・02看板撤去業務 ・03産業廃棄物の収集運搬・処分業務 節22償還金、利子及び割引料 ○07返還金 ・01国庫補助金返還金 【補正理由】 物品の売却等による不要経費の発生に伴う補正(節12) 最大想定返還額試算に基づく予算額と実際の返還額との差異による不要経費の発生に伴う補正(節22)	△ 1,302 △ 433 △ 164 △ 705 △ 3,284 △ 3,284 △ 3,284

(債務負担行為)

(単位：円)

事項	項目	期間	限度額 (以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)
笹目東小学校プール槽塗装修繕	(教育総務課)	令和3年度～令和4年度	6,317,140
学校校務員業務	(教育総務課)	令和3年度～令和6年度	344,160,000
貯水槽清掃等業務	(教育総務課)	令和3年度～令和4年度	1,914,500
消防設備保守点検業務	(教育総務課)	令和3年度～令和4年度	1,690,000
教育ネットワーク基盤構築業務	(教育総務課)	令和3年度～令和4年度	11,400,000
教育ネットワーク基盤保守業務	(教育総務課)	令和3年度～令和9年度	18,200,018
教育ネットワーク基盤機器一式	(教育総務課)	令和3年度～令和9年度	62,609,891
教育用インターネット利用基盤構築業務	(教育総務課)	令和3年度～令和4年度	4,554,000

事 項	期 間	限 度 額 (以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)
教育用インターネット利用基盤保守業務 (教育総務課)	令和3年度～令和9年度	5,146,364
教育用インターネット利用基盤機器一式 (教育総務課)	令和3年度～令和9年度	32,195,400
小学校(9校)校舎(含給食調理場)空調設備貸借 (教育総務課)	令和3年度～令和14年度	839,904,000
戸田南小学校教室棟増築工事設計業務 (教育総務課)	令和3年度～令和4年度	27,003,000
貯水槽清掃等業務 (教育総務課)	令和3年度～令和4年度	1,378,600
消防設備保守点検業務 (教育総務課)	令和3年度～令和4年度	900,000
学校校務員業務 (教育総務課)	令和3年度～令和6年度	172,080,000
教育ネットワーク基盤構築業務 (教育総務課)	令和3年度～令和4年度	5,700,000

事 項	期 間	限 度 額 (以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)
教育ネットワーク基盤保守業務 (教育総務課)	令和3年度～令和9年度	9,099,982
教育ネットワーク基盤機器一式 (教育総務課)	令和3年度～令和9年度	31,304,945
教育用インターネット利用基盤構築 業務 (教育総務課)	令和3年度～令和4年度	2,277,000
教育用インターネット利用基盤保守 業務 (教育総務課)	令和3年度～令和9年度	2,573,618
教育用インターネット利用基盤機器 一式 (教育総務課)	令和3年度～令和9年度	16,097,672
中学校校舎空調設備貸借 (教育総務課)	令和3年度～令和14年度	326,736,000
I C T教育支援業務 (教育政策室)	令和3年度～令和6年度	27,216
小学校補習授業業務 (教育政策室)	令和3年度～令和4年度	8,452

事項	項目	事業名	期間	限度額 (以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)
教育相談事業委託（中学校） (教育政策室)			令和3年度～令和4年度	4,543

(継続費変更)

款	項	事業名	総額	補正前			補正後		
				年度	年割額	総額	年度	年割額	総額
10教育費		戸田第一小学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）	4,451,700	R3	65,000	3,422,100	R3	65,000	
				R4	2,344,000		R4	1,800,044	
			R5	2,042,700	R5	1,557,056			
	02小学校費	新曽小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事	3,416,600	R3	278,000	3,065,700	R3	230,000	
				R4	1,557,848		R4	1,417,200	
				R5	344,000		R5	250,000	
R6				1,236,752	R6		1,168,500		

(単位：千円)

議案第31号

令和3年度 海外留学奨学事業特別会計 12月補正予算(案)について

(歳入)

(単位：千円)

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明	細 節 細々節
02繰入金 01海外留学奨学基金繰入金 01海外留学奨学基金繰入金 01海外留学奨学基金繰入金	12,992	△ 4,657	8,335	○01海外留学奨学基金繰入金 【補正理由】 報酬及び旅費、奨学資金交付金は繰入金を原資としていることから、報酬及び旅費増額分を同額増額し、奨学資金交付金減額分を同額減額する補正	△ 4,657
03繰越金 01繰越金 01繰越金 01繰越金 (教育総務課)	1	291	292	○01前年度繰越金 【補正理由】 予算積算時に確定していなかった前年度繰越金が確定したことによる補正	291

(歳出)

(単位：千円)

款・項・目・大 事業・中 事業	補正前の額 (中 事業)	補正額 (中 事業)	計 (中 事業)	説 明	節 細 節 細々節
01事業費 01事業費 01事業費 01海外留学奨学資金事業 01海外留学奨学資金事業 (教育総務課)	13,030	△ 4,366	8,664	節01報酬 ○02委員報酬 ・01委員3人 節08旅費 ○01費用弁償 【補正理由】 コロナウイルス感染拡大の影響で延期となった令和2年度2回目募集の奨学生申請者に対する選考委員会の令和3年度追加実施に伴う、選考委員の報酬及び費用弁償を増額する補正 節18負担金、補助及び交付金 ○03交付金 ・01海外留学奨学資金 【補正理由】 予算積算時に未決定であった留学生(令和2年度2回目募集及び令和3年度1回目募集)に対する奨学資金の額が決定したため、予算額との差額を減額する補正	33 33 33 30 30

款・項・目・大 事業・中 事業		補正前の額 (中 事業)		補正額 (中 事業)		計 (中 事業)		明 説	節 細節 細々節
								節24積立金 ○02その他の基金積立金 ・01海外留学奨学基金積立金 【補正理由】 予算積算時に確定していなかった前年度繰越金が確定し 海外留学奨学基金に積み立てることによる補正	291 291 291

議案第 32 号

戸田市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（案）
戸田市立小・中学校通学区域に関する規則（平成 27 年教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 戸田市立美女木小学校の項中「大字美女木」を「美女木北 1～3 丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

戸田市立小・中学校通学区域に関する規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																
<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第 1 (第 3 条関係)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規則は、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。</p> <p>別表第 1 (第 3 条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 1079 584 2072">校名</th> <th data-bbox="533 1079 815 2072">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="588 1079 639 2072">(略)</td> <td data-bbox="588 1079 815 2072">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 1079 754 2072">戸田市立美 女木小学校</td> <td data-bbox="644 1079 815 2072">美女木 2 ～ 4 丁目、<u>笹目北町</u>、美女木東 1、2 丁目、<u>大字美女木</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="759 1079 815 2072">(略)</td> <td data-bbox="759 1079 815 2072">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 ～ 別表第 4 (略)</p>	校名	通学区域	(略)	(略)	戸田市立美 女木小学校	美女木 2 ～ 4 丁目、 <u>笹目北町</u> 、美女木東 1、2 丁目、 <u>大字美女木</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 87 584 1079">校名</th> <th data-bbox="533 87 815 1079">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="588 87 639 1079">(略)</td> <td data-bbox="588 87 815 1079">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 87 754 1079">戸田市立美 女木小学校</td> <td data-bbox="644 87 815 1079">美女木 2 ～ 4 丁目、<u>笹目北町</u>、美女木東 1、2 丁目、<u>美女木北 1 ～ 3 丁目</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="759 87 815 1079">(略)</td> <td data-bbox="759 87 815 1079">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 ～ 別表第 4 (略)</p>	校名	通学区域	(略)	(略)	戸田市立美 女木小学校	美女木 2 ～ 4 丁目、 <u>笹目北町</u> 、美女木東 1、2 丁目、 <u>美女木北 1 ～ 3 丁目</u>	(略)	(略)
校名	通学区域																
(略)	(略)																
戸田市立美 女木小学校	美女木 2 ～ 4 丁目、 <u>笹目北町</u> 、美女木東 1、2 丁目、 <u>大字美女木</u>																
(略)	(略)																
校名	通学区域																
(略)	(略)																
戸田市立美 女木小学校	美女木 2 ～ 4 丁目、 <u>笹目北町</u> 、美女木東 1、2 丁目、 <u>美女木北 1 ～ 3 丁目</u>																
(略)	(略)																

戸田市立図書館戸田公園駅前配本所の臨時休所について

1 休所日時

- (1) 令和 3 年 10 月 30 日 (土)、31 日 (日)

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(参考) 該当施設以外の中央図書館、分館、分室は通常開館

- (2) 令和 3 年 11 月 30 日 (火)

午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

(参考) 該当施設以外の中央図書館、分館、分室は月末休館日
行政センターは通常開所

2 理 由

- (1) 美女木向田地区の住所整理対応によるシステムメンテナンス及び館内整備に伴い、戸田公園駅前行政センターが休所するため
(2) 図書館システムバージョンアップに伴い、図書館システムを終日停止させるため

3 参 考

◎戸田市立図書館条例 ～抜粋～

(休館日)

第 6 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを臨時に変更し、または定めることができる。

区分	休館日
戸田市立中央図書館、戸田市立図書館下戸田分室及び戸田市立図書館美笹分室	(1) 毎月の第 2 月曜日、第 4 月曜日及び第 5 月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) 第 3 条に規定する休日 (以下「休日」という。) である場合を除く。) (2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで (3) 館内整理日 (毎月末日。ただし、

	その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。以下同じ。 (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内で教育委員会が定める日。以下同じ。）
戸田市立図書館上戸田分館	(1) 毎月の第3月曜日（その日が休日である場合を除く。） (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 (4) 特別整理期間
戸田市立図書館下戸田南分室	(1) 毎月の第1火曜日、第3火曜日及び第5火曜日（その日が休日である場合を除く。） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 (4) 特別整理期間
戸田市立図書館戸田公園駅前配本所	(1) 戸田市行政センター条例（平成22年条例第1号）第7条の表アに規定する戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 (2) 特別整理期間

（指定管理者による管理）

第9条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に図書館の管理に関する次の業務を行わせることができる。

- (1) 図書館の利用に関する業務
- (2) 図書館の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合において、第6条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者の申出を受け、教育委員会」とする。

◎戸田市行政センター条例 ～抜粋～

(休所日)

第7条 休所日は、次のとおりとする。

戸田市戸田公園駅前行政センター	
構成施設名	休所日
ア 戸田市戸田公園駅前出張所	(ア) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (イ) その他市長が必要と認める日
イ 戸田市観光情報館トビック	(ア) 戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 (イ) その他市長が必要と認める日
ウ 戸田市戸田公園駅前子育て広場	(ア) 戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 (イ) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(一時預かり事業に限る。) (ウ) その他市長が必要と認める日

◎図書館システムバージョンアップの概要

今回追加される機能について (主なもの)

- ①図書館ホームページで本を検索したときに、書誌詳細画面に書影(本の表紙)が表示されるようになります。
- ②図書館ホームページの「利用者のページ」に「今度読みたい本」機能が追加され、今度読みたい本や記録しておきたい本を登録できます。(200件まで)
- ③検索結果一覧画面で在架状況が○×でわかるようになります。
- ④検索結果一覧画面で、現在在架している資料だけを絞り込んで表示できるようになります。
- ⑤検索結果一覧画面から予約カートに入れたい資料にまとめてチェックが入れるようになります。
- ⑥返却期限日お知らせメールが受信できるようになります。
- ⑦予約繰下期間を指定できるようになり、利用者自身が旅行中や入院中で図書館に行けない期間に予約本の順番が回ってこないように設定できます。
- ⑧図書館ホームページの「利用者のページ」に「忘れ物があります」「メールアドレスを確認してください」等の図書館からのメッセージが表示されます。

議案第34号

彩湖自然学習センター（みどりパル）開館時間の変更について

1 実施期間 令和3年11月23日（火・祝）～令和3年12月28日（火）

2 実施施設 彩湖自然学習センター（みどりパル）

3 延長時間・内容

上記の期間中、午後4時30分から午後4時45分までの15分間、開館時間を延長し、5階展望室及び展望広場、1階玄関までの通路の利用を認める。ただし、悪天候の場合は、中止する。

4 周知方法

- ・広報戸田市11月号
- ・館内ポスター掲示
- ・彩湖自然学習センターホームページ掲載
- ・Facebook（フェイスブック）等ソーシャルメディア

（資料映像）彩湖自然学習センターからの夕日



参考資料 戸田市立郷土博物館条例施行規則 ～抜粋～
（開館時間）

第4条 郷土博物館の開館時間は、午前10時から午後4時30分までとする。ただし、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

彩湖自然学習センターの日の入り時刻
※時間は山並みによって前後します。

月 日	日の入り時刻
11月23日	16時31分
11月24日	16時30分
11月25日	16時30分
11月26日	16時30分
11月27日	16時29分
11月28日	16時29分
11月29日	16時29分
11月30日	16時29分
12月1日	16時28分
12月2日	16時28分
12月3日	16時28分
12月4日	16時28分
12月5日	16時28分
12月6日	16時28分
12月7日	16時28分
12月8日	16時28分
12月9日	16時28分
12月10日	16時29分
12月11日	16時28分
12月12日	16時28分
12月13日	16時29分
12月14日	16時29分
12月15日	16時29分
12月16日	16時30分
12月17日	16時30分
12月18日	16時30分
12月19日	16時31分
12月20日	16時31分
12月21日	16時32分
12月22日	16時32分
12月23日	16時33分
12月24日	16時33分
12月25日	16時34分
12月26日	16時34分
12月27日	16時35分

資料 NO. 1

教育委員提案

令和3年第10回教育委員会(定例会)

令和3年10月21日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① 1人1台端末環境における学びの在り方ー長期休業期間中の学びについてー（長道委員）… 1
（教育政策室）
- ② 1人1台端末環境における管理のあり方について（木村委員・長道委員） …… 5
（教育総務課・教育政策室）

1人1台端末環境における学びの在り方 —長期休業期間中の学びについて—

戸田市教育委員会
教育政策室

夏季休業期間中の学習について

1 タブレットPCを持ち帰った学年

【小学校】

主に第3～6学年が家庭での学習に活用した。
(※第1, 2学年の希望者が持ち帰った学校もあった。)

【中学校】

第1～3学年が家庭での学習に活用した。

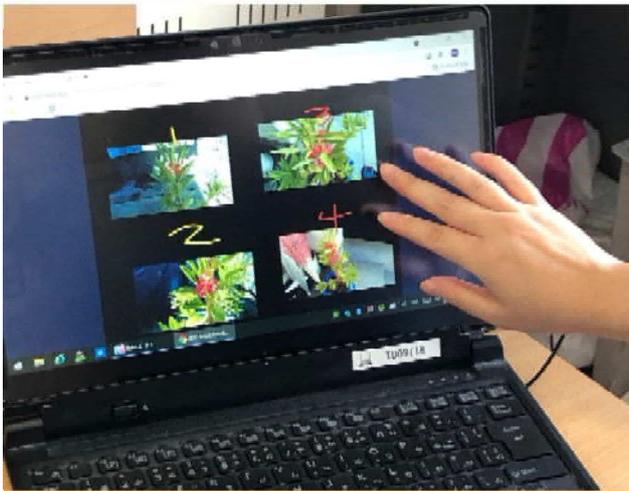
2 夏季休業中の課題をオンラインで提出

全ての小学校と一部の中学校で、オンラインによる夏季休業中の課題提出を行っていた。

夏季休業中の課題 1

植物の観察日記

観察した植物の写真や絵日記等をオンラインで提出



【メリット】

- ◎ 何度も修正し直せる
- ◎ 詳細な記録が可能



夏季休業中の課題 2

練習・実践動画

リコーダーの練習動画や調理実習動画を提出する



【メリット】

- ◎ コロナ禍において、学校ではできない活動も評価可能となる。



夏季休業中の課題 3

英語スピーキング動画

家庭におけるスピーキング動画を提出する



【メリット】

◎ 繰り返し練習し、自己の成長を実感できる。

◎ 家庭での学習の成果を評価することができる。

夏季休業中の課題 4

AIドリルの活用

ジャストスマイル・ドリル
ドリルパーク (ミライシード)

Qubena



【メリット】

◎ 自分のペースで学習し、自己の成長が実感できる。

◎ 各々の興味・関心に応じ、学習を深めることができる。

令和3年10月 教育委員提案

1人1台端末環境における端末等の管理の在り方

戸田市教育委員会
教育総務課
教育政策室

1

管理の基本的な考え方

○戸田市のICT環境



【教師】

校務用及び指導者用端末を
1台ずつ貸与

市内合計 1,610台

GIGA スクール構想の実現に向けた学習者用端末等の整備に伴い、多くの端末やアカウントを「戸田市学校情報セキュリティポリシー」及び「共通実施手順」に基づき、適切に管理・運用する必要がある。



【児童生徒】

小3以上に1台ずつ貸与
(小1・2は2人で1台)

市内合計 10,960台

※今年度中に追加整備(1539台)予定

⑨ 教職員等は、児童生徒に対し、学習者用端末を使用させるにあたり、以下の事項について指導する。

[児童生徒への指導事項]

- ・ 学校では、個人の端末等を学校ネットワーク及び情報システムに接続してはいけないこと。
- ・ 学校では、個人のUSBメモリ等を端末等に接続してはいけないこと。
- ・ 端末等のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を、許可なく変更してはならないこと。
- ・ 端末等が動かない、勝手に操作されている、いつも異なる画面が出るといった症状ができた場合、すぐに担任に報告すること。
- ・ **自分のIDは、他人に利用させてはいけないこと。**
- ・ **パスワードは他人に知られないようにすること。**

【参考】戸田市学校情報セキュリティポリシー
第二章の4「人的セキュリティ」より抜粋

端末・アカウントの管理方法

○端末・アカウント名簿による管理

名簿ファイルの保存場所=校務系ネットワーク「職員共有」直下に「端末・アカウント名簿」フォルダ内
※このフォルダは、常駐サポートにより作成します。学校では、移動・削除を行わないでください。

戸田市立 学校

No	Chromebook	Googleアカウント	年	組	出席番号	姓	名	姓(ふりがな)	名(ふりがな)	転入・更新日	転出日
1		01200001 @toda-ed.jp	1	1	01	山田	太郎	やまだ	たろう		
2		01200002 @toda-ed.jp	1	1	03	佐藤	次郎	さとう	じろう		2020/11/20
3		@toda-ed.jp	1	1	03	鈴木	三郎	すずき	さぶろう		
4		@toda-ed.jp	2	1	01	高島	史郎	たかしま	しろう		
~			~	~	~	~	~	~	~		
1088		@toda-ed.jp	6	9		田中	一郎	たなか	いちろう		
1089		01150168 @toda-ed.jp	~	~	~	木村	花子	きむら	はなこ		
~			~	~	~	~	~	~	~		
1090		01151000 @toda-ed.jp	6	1	31	伊藤	美智子	いとう	みちこ	2020/12/16	
1091		@toda-ed.jp									
1111		@toda-ed.jp									
1112		@toda-ed.jp									
1113		@toda-ed.jp									
1114		@toda-ed.jp									
1115		01210005 @toda-ed.jp									
		01210006 @toda-ed.jp									
		01210007 @toda-ed.jp									
		01210008 @toda-ed.jp									
		01210009 @toda-ed.jp									
		01210010 @toda-ed.jp									

【年度更新①】
新2年生以上は年・組・出席番号のみ修正

【転出】
年・組・出席番号を空白
転出日に記載し、同一行を黄色にする

【年度更新②】
卒業する場合は年・組・出席番号を空白
同一行を黄色にする

【転入】
所属する学年の空白（登録してない）アカウントの行に
学年・組・出席番号・姓・名・ふりがな・転入更新日を入力

【アカウントルール】
01(学校番号)21(年度)0001(番号)
新1年生からは年度で学年がわかる

【年度更新】
新1年生はC4thからデータをエクスポートし、
年・組・出席番号・姓・名・ふりがなを入力(コピー・貼り付け)

- ・「人」「端末」「使用アカウント」を名簿に記入し、対応させて管理。
- ・アカウントのパスワードの管理は行わず、管理者にパスワードリセット権限を付与。

端末・アカウント管理に関する指導

○アカウント管理を児童生徒自身が行えるようにすることが原則

- ・パスワードは誕生日など安易なものとし、他人には教えないことを指導
- ・教師も原則としてパスワード管理を行わず、リセット権限による対応

【参考】通知・事務連絡により学校へ指導

- 1 パスワードの管理・設定について
- ・パスワードは他人（家族を除く）に教えてはならない大切な個人情報であり、誕生日など安易なものとし、指導を行うこと。

【参考】
文科省 StuDX Style 「はじめてのパスワード指導」
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/skillup/1.html>
文科省 Youtube チャンネル「パスワードについて考えよう」
<https://www.youtube.com/watch?v=wI3GYxBDsdU>
戸田市情報モラルスクール「身を守る力（基礎編）IDとパスワード」
https://www.toda-c.ed.jp/moraleducation/moral_g1_01_1.html

- ・教師にはパスワードのリセット権限を付与していること。教師が児童生徒のパスワードを一括管理する場合は、パスワード付きのデータで管理するなど、取扱いに十分留意すること。

【参考】学校と共有しているQ&A（主に情報管理担当者向け研修会等で活用）

GIGA 端末活用に関する Q & A

学校記入		教育委員会記入欄	
No	Q	分類	A
28	児童生徒のパスワードは校内でルールを決めてよいでしょうか。	セキュリティ・フィルタリング・制限	・アカウントは他の誰かに教えない、特定されないことが原則であり、個人情報でもあります。児童生徒同士によるなりすましなどや悪意あるいづら等にも使われることも想定されるため、小学校1年生から特定されづらいランダムパスワードでの運用をしてください。教師によるパスワード管理も原則行いません。教師アカウントにはパスワードリセット権限がありますので、リセットによる対応をお願いします。運用開始当初はパスワード忘れ等の対応に追われることもありますが、活用が進むと次第に解消されます。何より、アカウントを児童生徒自身が管理することは、今後求められる情報活用能力の一部です。

学校の取組（戸田東小学校）

保護者へ共通確認事項

令和3年9月
戸田市立戸田東小学校

保護者向け

パスワード指導について

(1)パスワードとは・・・

- 「アカウント」⇒ 住所
- 「パスワード」⇒ 家の鍵

他人に教えたり、渡したりしてよいものではない！

(2)良いパスワードとは・・・

- ・文字の数や種類が多い
- ・推測されにくく、覚えやすい

自分だけが分かる数字や言葉を使えると良い。

(3)パスワード変更

- ・定期的に変更すると良い
- ・同じパスワードを使い回さない

いつも新しい鍵(パスワード)にしておくことが大切

学校の取組（喜沢小学校）

教職員の共通認識事項の確認

タブレット及びアカウントの管理について

使用目的	学習のために使う。
使用場面	学校の学習活動内にて使用する。 家庭では保護者と時間の決まりを作り、使用する。 学校や家庭以外では使用しない。
保管場所	学校では机の中、または保管ラック 家庭では家の人の目の届く所
健康配慮	正しい姿勢で、画面に近づき過ぎないように 細かく休憩を入れ、目を疲れさせない。
個人情報保護	タブレットやアカウントは他人に貸したりしない。 パスワードは他人が予想しやすいものに設定したり、教えたりせず、自分で責任をもって管理する。 自分や個人の名前、住所、電話番号、画像をインターネットにアップしない。 カメラ機能を使用する時は、必ず相手の許可を得て撮影する。
誹謗中傷の禁止	書き込みを見た人が傷ついたり、誤解したりしないように思いやりをもって使用する。
データの保存	ドライブの中はフォルダにまとめたり、削除したりして定期的に整理整頓する。
故障・不具合等	故障・不具合防止のために、乱暴に扱ったり、水気のある場所、埃っぽいところでの使用をしたりしない。 紛失・盗難・毀損・故障の場合は担任に速やかに（平日8:30～17:00）連絡する。 担任はその詳細を聞き取り、報告する。
付属品	故障や紛失防止のため、ソフトケース、タッチペン、マウス、イヤホン等
使用制限	以上の約束が守られなければ、タブレット、アカウントの使用ができなくなる場合がある。

安心安全な利用に向けて

○MDM (Mobile Device Management) の導入

- ・学習に必要なアプリ等は一元管理し、運用している。
(学校や生徒が勝手にインストールできない設定。)
- ・端末を無くしてしまった場合、MDM (Mobile Device Management) により端末の利用停止が可。
- ・利用する端末のパスワードをリセットする際も、対応可。

○フィルタリングソフトの導入

- ・貸与端末にはフィルタリングソフトを導入しており、学校、家庭で同様のフィルターがかかる。また、①閲覧したURL (接続先にリンクされているもの含む)、②接続元のIPアドレス・接続時刻を把握することが可。

補償について

○端末が壊れたとき

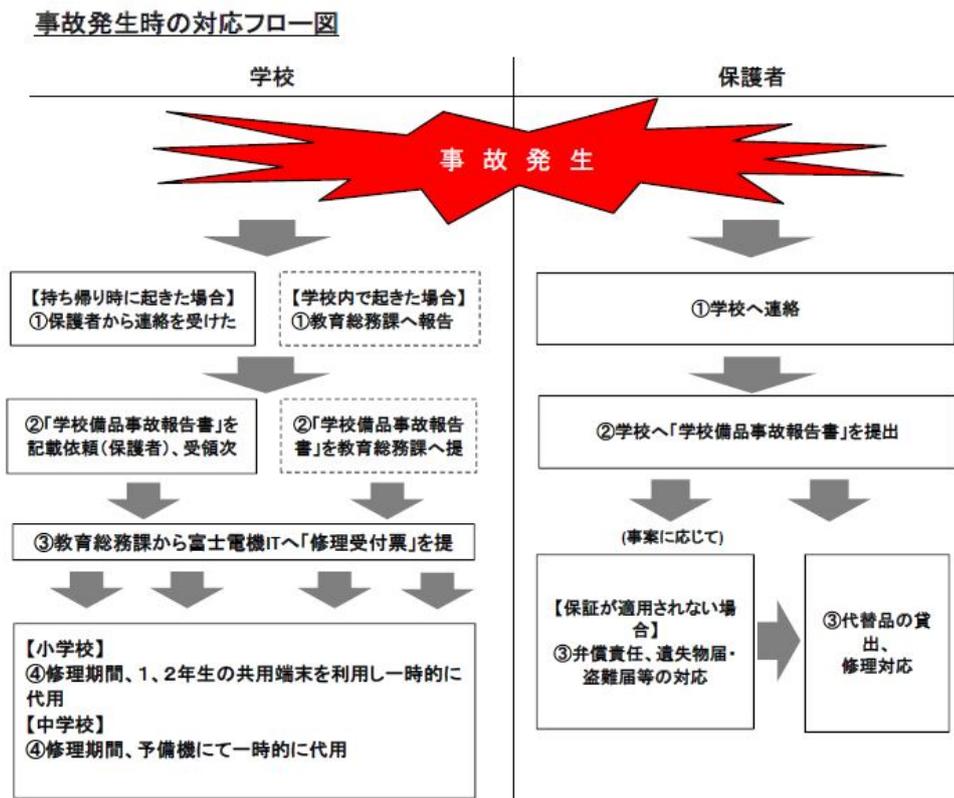
- ・「**端末家庭利用ガイドライン**」をもとに、補償対象の場合は対応可。
→紛失、故意による毀損・故障等は補償の対象外であり、修理や再調達
の費用は保護者負担。

○持ち帰り時の対応

- ・貸与端末を利用する場合、「**端末貸出同意書**」を保護者より提出。

7

参考) 事故発生時の対応フロー図



8

報告事項

令和3年第10回教育委員会(定例会)

令和3年10月21日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 令和3年9月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について…………… 1
(教育総務課)
- ② 令和3年度第2回奨学資金貸付内訳(新規分)について…………… 1 0
(教育総務課)
- ③ 令和3年度中学校選択制による入学希望校申込状況について…………… 1 1
(学務課)
- ④ 令和3年度優秀な教職員の表彰について…………… 1 2
(学務課)
- ⑤ 中学校部活動関東・全国大会の結果について…………… 1 3
(教育政策室)
- ⑥ 人権教育指導者研修会の開催について…………… 1 4
(生涯学習課)
- ⑦ 岐阜女子大学・戸田市連携講座の開催について…………… 1 5
(生涯学習課)
- ⑧ その他

令和3年9月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について

三浦芳一議員（公明党）

1 交通安全対策について

(3) 認証制度「セーフティプロモーションスクール（SPS）」について。

→ セーフティプロモーションスクールとは、学校独自の学校安全の推進を目的とした取組で、大阪教育大学が独自に認証するものである。

認証に当たっては、認証を希望する学校長から認証支援申請をすることとなり、各学校長の判断によって申請を行うものであると捉えている。

野澤茂雄議員（戸田の会）

1 戸田市立中学校6校の「部活動」について

(1) 中学校の部活動の現状について。

→ 今年度、コロナ禍にあっても市内中学校では73の運動部、30の文化部が積極的に活動しております。部活動は、興味や関心を共通にする生徒の自主的・自発的な参加により取り組まれてきており、本年度も県や関東、全国大会に出場し、素晴らしい成績を収めている。

(2) 戸田市部活動方針（平成30年7月策定）の内容と現在の実施状況について。

→ 戸田市では、「量」から「質」への転換およびエビデンスに基づいた合理的、効果的な部活動をコンセプトに、平成30年7月に「戸田市部活動方針」を定め、適正かつ継続的な部活動の運営体制の在り方に係る方向性を示しました。内容については「活動計画の共有」「休養日の設定」「活動時間の設定」「早朝練習の禁止」「参加する大会の精選」「体罰・いじめの禁止、安全管理の徹底等」となる。現在は新型コロナウイルス感染症に係る国や県の通知を参考にしながら、各校において本方針に沿って部活動に取り組んでいる。

(3) 部活動指導員について。

→ 本市ではこれまで、ボランティアの外部指導員を配置し、部活動における専門的な指導を通して顧問を支援してきた。本年度は市内全ての中学校で合計27名を配置している。また、令和元年度からは、部活動サポート委託事業に取り組んでいる。これは、民間企業に対し、各競技の専門家による部活動の指導を委託する事業である。生徒への直接指導だけでなく、顧問への助言等を通じて、競技未経験の顧問の

指導力向上や負担軽減等、部活動の支援を行っている。

一方、文部科学省が平成29年に法令で位置づけた部活動指導員については、市が報酬を支払って学校職員として任用し、単独で引率等の一定の活動を認めるものですが、本市では先ほど申し上げました支援に取り組んでいるため、現時点では配置しておりません。また、人材確保等の課題もあるため、今後、研究を進めていく。

(4) スポーツ庁の指針「部活動の段階的な地域移行」を踏まえた「部活動の地域との協働」について。

→ スポーツ庁をはじめ、関係省庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が出されており、その中で「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行」が挙げられている。「学校と地域が協働・融合した部活動」が生徒、教職員や学校、保護者・地域へもたらす効果に期待ができる一方、想定される課題も多々あることから、まずは、既に市内で活動をしている総合型地域スポーツクラブとの連携について研究を進めていく。

2 コロナ禍における小中学校の「修学旅行」等の校外学習について

(1) 昨年度、本年度の修学旅行等の校外学習の現状及び今後の見通しについて。

→ 修学旅行等の校外における行事は、学習指導要領の特別活動の中に位置付けられており、日常とは異なる環境の中で、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くことや公衆道徳についての貴重な体験を積むことをねらいとしている。また、このような行事は友達や先生とかけがえのない思い出となる有意義な教育活動であると考えている。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、多くの学校が林間学校や修学旅行等を実施することができませんでした。しかし、児童生徒や保護者の皆様の心情を踏まえて各校で工夫し、児童生徒が積極的に関わり、代わりとなる行事を実施してきた。

今年度も、昨年度と同様、児童生徒の安全の確保の為、まん延防止等重点措置の対象区域に指定されたり、緊急事態宣言が発令されたりした場合は、校外における行事を延期または変更する方針を市で示しております。そのため、滞在先や宿泊日数を変更することも検討しながら、児童生徒や保護者の皆様の心情を踏まえ、安全に実施できる方法を模索している。

教育委員会としても、修学旅行をはじめとする学校行事は、児童生徒にとってかけがえのない、一生の思い出に残る行事であると考えている。新型コロナウイルス感染

症対策の徹底を図り、可能な限り実施をしたいという思いを校長会とも共有しているが、感染症が拡大している状況では、安全面を考慮して、教育委員会も学校も苦渋の決断をしていることを御理解いただけると幸いである。

佐藤太信議員（戸田の会）

3 公共施設予約システム及び図書館の貸出券等について

(3) 図書館の貸出券の更新及び貸出の予約手続について。

→ 戸田市立図書館条例施行規則において、貸出券の有効期間は、交付の日から1年間とし、以後1年ごとに更新するものとしている。有効期間を設けた経緯としましては、住所、氏名、電話番号等の変更の届出が十分に徹底されず、返却期限を過ぎた資料について、督促ができない事例が生じていたため、利用者登録情報を正確に把握し、督促等の際に連絡が取れるよう、平成27年2月から、貸出券の更新制度を導入したものである。

貸出券の更新の際には、住所、氏名の確認できるもの、在勤・在学の場合は併せて勤務地、学校の所在地が確認できるもののご提示をお願いしている。利用資格の確認をオンラインで行うためには、図書館システムの改修に加え、利用者情報をいかに確認するか等の運用面での検討が必要になる。

次に、貸出の予約手続についてお答えする。図書館のホームページでは、所蔵する資料を検索し予約ができますが、市で所蔵していない資料は、図書館システム上にデータがないため、紙のリクエストカードで受付し、対応している。そのため、ホームページから未所蔵資料のリクエストをオンラインで可能にするためには、図書館システムの改修に加え、リクエスト件数の増加に伴う、資料購入費の予算確保等も課題となる。

貸出券の更新及び貸出の予約手続については、これらの課題を踏まえ、今後の図書館システムの更新に向け、利用者の利便性向上につながるよう、検討していく。

むとう葉子議員（日本共産党戸田市議団）

1 学校教育における1人1台のパソコン等端末整備について

昨年3月4日、新型コロナ感染対策での一斉休業を受け、本市でも児童生徒に対して、1人1台のパソコン端末の整備を行い、自宅での学習機会を確保できるようになった。

(1) 幾つかの健康被害が指摘されているが、市の取組について伺う。

→ パソコン端末等の使用による健康被害について国の見解では、文部科学省から発行されたガイドブックにおいて、学校での利用時間程度であれば、健康面での影響は生じないとの考えが示されている。

ご家庭でのテレビやゲーム、スマートフォンの使用などの影響もあることから、学校でのパソコン使用と健康被害との、因果関係はもちろん、相関関係についての根拠等は得られていない。

今後についても、引き続き、視力の低下や電磁波による影響など個別の健康被害について、国からの通知等の動向を注視していくとともに、保護者や児童生徒から個別の相談があった場合には、適切に対応するよう、学校に働きかけていく。

小金澤優議員（立憲民主とだ）

1 県が発表した保健所による積極的疫学調査の縮小について

(1) 疫学調査について。

② 保育所や学校における調査について。

→ 積極的疫学調査の縮小に伴い、学校における調査の対象は、陽性となった児童生徒・教職員及び同居家族等となる。その他、濃厚接触者については、特定がされないこととなる。そのため、今後の感染拡大防止について、学校、学校医、教育委員会が連携し対応していく。

花井伸子議員（日本共産党戸田市議団）

2 障がい児教育の充実について

(1) 特別支援学級について

① 来年度の新曽中学校、芦原小学校への開設の見通しについて本市での電子書籍の導入の検討について。

→ 第4次戸田市教育振興計画では、「多様性を尊重し、全ての子供たちが力を発揮できるような誰一人取り残さない学びの保障」を方針として掲げ、その主な施策として「多様な学びの場」の整備を進めている。

次年度の見通しについて、新曽中学校につきましては、既に教室の確保等、開設準備は整っているため、ニーズに応じて開設していく。また、芦原小学校については、現在、教室不足のため設置ができていないが、令和6年度には教室不足

が解消される見込みとなっている。令和6年度の開設に向けた検討を引き続き進めていく。

(2) 個々の障がいに対応した支援と学習、環境整備について。

① 通常学級への補助支援員の配置について。

→ 現在の補助支援員の配置の状況ですが、市費会計年度任用職員として、小学校全12校に「教育支援員」を配置し、通常学級に在籍する配慮を要する児童生徒を中心に学習や生活の支援を行っている。

② 特別支援学級教諭並びに補助員の定着化と専門性のスキルアップについて。

→ 特別支援学級を担当する人材の確保や育成、専門性の向上につきましては、特別支援学級の開設や増設が進む中、重要な課題の一つである。これについて、県では、特別支援学級を初めて担当する教師を対象とした研修を実施している。また、経験と専門性を有する特別支援教育推進専門員が学校の要請に応じて派遣され、経験の少ない担当教諭へ指導・助言している。

本市においては、民間企業で特別支援教育の知見を有する者、これまで特別支援学級を指導してきた経験豊富な者を特別支援教育アドバイザーとして独自に委嘱し、特別支援学級担当教諭のOJT研修を実施している。アドバイザーは、各校を巡回し、日常的に指導・助言をすることで特別支援学級担当教諭の専門性を高め、個々の障害に対応した支援につなげている。

また、本市においては、全国的にも先進的な取組として、特別支援教育に関する専門的な知見や実績を有する民間企業や大学と連携した質の高い研修会を実施し、特別支援学級担当教諭に限らず、学校全体で特別支援教育の理解と実践につなげる取組を進めている。

特別支援学級だけでなく、通常学級の中にも学びにくさを感じている子供たちは少なくない。今後も「誰一人取り残さない教育」に向けて、全ての教師の特別支援教育についての理解と実践が進むよう、引き続き研修会の充実や校内研修の支援に努めていく。

③ 個々に応じた学習プログラムについて。

→ 学校では、子供たち本人と保護者の希望、本人の状況を踏まえながら、一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を作成している。また、個別の教育支援計画を基に、各教科等における配慮事項等を含めた個別の指導計画を作成し、特別支援学級に在籍する子供たち一人一人に応じた目標、内容及び指導方法の工夫を

明確にして指導にあたっている。

また、本市では、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に向け、専門的な知見を有する民間企業や大学と全国に先駆けて、個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成システムについての共同研究も進めている。現在、市内モデル校にて導入し、効果検証をしながら、質の高い計画の作成に向けた取組を進めている。

今後も特別な支援を必要とする子供たちの自立と社会参加の実現に向けて、教育的ニーズを的確に把握しながら、個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用した支援の充実に努めていく。

④ 入学式、卒業式における対応について。

→ 入学式、卒業式での対応は、学校ごとに特別支援学級に在籍する子供たちの状況等に応じて、呼名の方法や座席の配置などの配慮を行っている。

林冬彦議員（令和会）

2 戸田市電子図書館等について

(1) 現況や特徴について。(2) 利用状況について。

→ 戸田市電子図書館は、パソコン、スマートフォン、タブレットなどから、気軽に読書を楽しむことができるもので、令和3年1月8日からサービスを開始した。電子図書館の特徴は、図書館に来館することなく、いつでもどこでも電子書籍の検索・予約・貸出・閲覧ができ、また、借りた電子書籍は、返却期限を過ぎると自動的に返却処理されますので、返し忘れることもない。さらに、文字が拡大でき、音声で読み上げる機能もある。

利用できる方は貸出券の交付を受けた戸田市在住・在勤・在学の方で、貸出数量は3点以内、貸出期間は15日以内となっている。利用状況については、本年7月末現在、資料点数は7,689点、貸出利用人数は延べ1,038人、貸出点数は延べ2,435点である。利用者を年代別に見ますと、40代が最も多く、次に50代、30代の順となっている。

(3) 戸田市電子図書館及び図書事業に関する広報について。

→ 戸田市電子図書館及び図書館で行うイベント等については、広報戸田市、ホームページ、チラシ、ポスター等で広く周知しているほか、上戸田分館ではツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどのSNSを活用した情報発信を行っている。

(4) 評価について。

→ 図書館では年に1回、利用者アンケートを実施している。本年2月下旬に行ったアンケートでは、電子図書館を利用したことがあると回答した方は、回答者全体の32パーセントで、そのうち「満足」または「どちらかといえば満足」と回答した方は、55パーセントでした。また、「電子図書館の蔵書数を増やしてほしい」というご要望が10件あった。

(5) 課題について。(6) 今後の構想について。

→ 電子書籍は、著作権が切れた本は無料で利用できる一方で、購入する場合は紙の書籍に比べ単価が高いことや、書籍によっては、貸出回数制限等があり、ある一定の時期が来ると、再度買いなおす必要があるなどの電子書籍特有の課題がある。

電子図書館の今後につきましては、人生100年時代を迎え、自分らしく豊かに生きるために生涯学習の重要性が高まっている中で、図書館への来館が難しい場合や、高齢者及び障がい者など、従来型の活字による読書が困難な人が主体的に学ぶことを支援するサービスとして、力を入れていきたいと考えている。

竹内正明議員（公明党）

1 特別支援教育について

(1) 特別支援学級の現状について

→ 現在、市内特別支援学級は小・中学校合わせて18校中16校に設置している。令和3年度には戸田東小学校と戸田東中学校に新設した。新設については毎年検討を進めており、特にここ数年では平成27年度から毎年新設してきた。

現在設置されていない2校については、教室の確保とニーズの確認を進め、全校設置を目指していく。

(2) インクルーシブ教育について

→ インクルーシブ教育とは、障害の有無に関わらず共に学ぶことを目指すものである。本市では、第4次教育振興計画に「多様性を尊重し、全ての子供たちが力を発揮できるような誰一人取り残さない学びの保障」を掲げ、インクルーシブ教育の推進を図っている。

そのための取組として、平成30年度から民間企業や大学と連携して、共同研究を進めている。例えば、障害のある児童が適応しやすい学級の雰囲気条件を明らかにするための研究や、応用行動分析学に基づくポジティブな行動支援を学校全体で取り組む研究などを通し、障害の有無に関わらず、全ての子供に有効な支援方法

について実践を深めている。

また、現在市内全体で活用を推進している ICT は、特別支援教育と親和性が非常に高く、例えば、教師がデジタルコンテンツを使って視覚的にわかりやすく説明したり、タブレットの画面上で意見交換を行うことで自らの学びを深めたりするなどの例がある。

このような取組により、インクルーシブ教育を推進し、共生社会の実現を目指していく。

(3) かけはし特別支援学校との連携について

→ 今年度から新たに戸田かけはし特別支援学校が新設され、設置以前から通学区域検討委員会や地域有識者会議に教育委員会の職員が委員として出席し、連携を図ってきた。

現在は、未就学児を含む児童生徒の就学に係る協議を行う機関である戸田市就学支援委員会の委員として戸田かけはし特別支援学校の教師を委嘱したり、戸田かけはし特別支援学校の学校運営協議会に教育委員会の職員が委員として参加したりして、新たな連携を進めている。

酒井郁郎議員（戸田の会）

2 小中学生の健康改善について

牛乳アレルギーや乳糖不耐症などの疾患により、牛乳が飲めない小中学生が多く存在する。

(1) 牛乳アレルギーや乳糖不耐症などの疾患について、また牛乳が飲めないことで不足するカルシウム・タンパク質等栄養素の補充について啓発を。

→ 食物アレルギーについては、毎年、全児童生徒の保護者から「食物アレルギー状況調査票」を提出いただき、牛乳アレルギー等の状況について把握している。今年度は、牛乳アレルギーや乳糖不耐症などにより、牛乳を飲めない児童生徒は約90名弱となっている。

→ 牛乳アレルギーや乳糖不耐症などにより、牛乳を飲むことで身体に支障を来す場合などは、保護者から学校への申し出に基づき、個別に対応している。また、牛乳を飲めないことにより、不足する栄養素の摂取につきましては、予定献立表や食育だより等で適宜啓発していく。

(2) 学校給食で乳糖分解済み乳飲料や飲むヨーグルト、植物性ミルク等、牛乳代替品を選択できるようにしては。

→ 現在、牛乳アレルギーや乳糖不耐症などにより、牛乳を飲むことが出来ない場合、希望により牛乳を提供しないことが可能であり、その場合給食費は牛乳分を差し引いて徴収している。

牛乳代替品の選択の実施については、少量では納入業者の対応が難しいことなどから、各自が水筒を自由に持参できることとしており、牛乳代替品の持ち込みも可能としている。

報告事項②

令和3年度第2回奨学資金貸付決定内訳(新規分)

学校種別		貸付単価(円) (年額)	人数(人)	貸付金額(円) (半年分)
高等学校 高等専門学校 (1学年から3学年) 専修学校(高等課程)	国公立	120,000	1	60,000
	私立	180,000	1	90,000
大学・短期大学 高等専門学校 (4学年及び5学年) 専修学校(専門課程)	国公立	240,000	0	0
	私立	300,000	0	0
合 計			2	150,000

貸付申請者数 2人

貸付決定者数 2人

令和3年度中学校選択制による入学希望校申込状況について

令和3年9月24日集計

学 校 名	A 通学区域内 で希望した 児童数(人)	B 通学区域外 から希望した 児童数(人)	C 通学区域外 児童受入 予定定員数 (人)	合計希望数 (人) A + B
戸田中学校 (通常学級)	239	49	35	288
戸田東中学校 (通常学級)	186	23	35	209
美笹中学校 (通常学級)	98	0	35	98
喜沢中学校 (通常学級)	183	9	10	192
新曽中学校 (通常学級)	355	14	35	369
笹目中学校 (通常学級)	195	32	35	227
戸田中学校 (特別支援学級)	6	1		7
戸田東中学校 (特別支援学級)	2	1		3
美笹中学校 (特別支援学級)	2	0		2
喜沢中学校 (特別支援学級)	1	0		1
笹目中学校 (特別支援学級)	6	5		11
合 計	1,273	134		1,407

※ 希望校の選択は、10月18日から25日の間、最終決定期間を設けています。

※ 特別支援学級の希望者は、抽選いたしません。

令和3年度中学校部活動 関東・全国大会 結果一覧

	競技種目 / 大会名	種目 / 成績	会場
戸田中	(1) ボート 第41回全日本中学選手権競漕大会	男子舵手付きクォドルプル 男子A第5位 男子B準決敗退 女子舵手付きクォドルプル 女子A・B予選敗退	長野県 諏訪郡
	(2) 陸上 第49回関東中学校陸上競技大会	男子3000m 4位	埼玉県 熊谷市
	(3) 陸上 第48回全日本中学校陸上競技選手権大会	男子3000m 予選敗退	茨城県 那珂市
戸田東中	(1) ボート 第41回全日本中学選手権競漕大会	女子シングルスカル 11位	長野県 諏訪郡
	(2) 陸上 第49回関東中学校陸上競技大会	1年女子100m 予選敗退	埼玉県 熊谷市
新曽中	(1) 陸上 第49回関東中学校陸上競技選手権	男子200m 3位	埼玉県 熊谷市
	(2) 陸上 第48回全日本中学校陸上競技選手権	男子200m 2位	茨城県 那珂市
	(3) 体操 第52回関東中学校体操競技大会	女子団体 総合2位 女子個人総合 5位 女子段違い平行棒 5位 女子平均台 2位 女子ゆか 4位	群馬県 前橋市
	(4) 体操 第52回全国中学校体操競技大会	女子団体総合 4位 女子平均台 3位 女子ゆか 5位	神奈川県 藤沢市
	(5) 水泳 第45回関東中学校水泳大会	男子400mメドレーリレー 20位	神奈川県 横浜市
	(6) 水泳 第61回全国中学校水泳大会	女子50m自由形 16位 女子100mバタフライ 15位	千葉県 習志野市
笹目中	(1) ボート 第41回全日本中学選手権競漕大会	女子シングルスカル 6位	長野県 諏訪郡
	(2) 陸上 第49回関東中学校陸上競技選手権	男子100m 6位 女子走り幅跳び 2位	埼玉県 熊谷市
	(3) 陸上 第48回全日本中学校陸上競技選手権	男子100m 10位 女子走り幅跳び 6位	茨城県 那珂市

※灰色網掛けについては「全国大会」出場

人権教育指導者研修会

～人としての尊厳をもち 生きる権利を守るために～

回	日 時	テ ー マ	講 師
1	11月 8日 (月)	〇同和問題と人権 「暮らしの中の人権感覚」	埼玉県県民生活部人権推進課 須藤 一郎 氏
2	11月12日 (金)	〇女性の人権 「ジェンダー平等をめざして ～男女共同参画の現状と課 題～」	埼玉県男女共同参画推進センター 男女共同参画専門員 黒須 さち子 氏

場 所 戸田市文化会館304会議室
 時 間 午後2時～3時30分（受付は午後1時30分から）
 対象・定員 市民10名（他に市人権教育推進協議会会員等の参加あり）
 認定単位数 2単位
 持ち物 筆記用具、メモ用紙等
 申込方法 一般市民は 10月4日（月）午前8時30分より受付開始。
右下の二次元コードまたは電話・メール・FAXにて下記まで。
※先着順
 主 催 戸田市 戸田市教育委員会 戸田市人権教育推進協議会
 偲 戸田市人権教育推進協議会同和教育部会



生涯学習マスコット

マナビィ

【お申し込み・お問い合わせ先】

教育委員会生涯学習課（戸田市民大学事務局）

電 話 048-441-1800（内線 308、342）

FAX 048-432-9910

メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp

＼お申込みはこちら／



岐阜女子大学・戸田市連携講座

～岐阜の伝統・文化に触れる～

岐阜女子大学との連携により、戸田市にしながら岐阜の歴史や文化を学べます。
この機会に、お気軽にご参加ください！

回	開催日	テーマ・内容	講師
1	11月13日(土) 【対面講義】	「岐阜の地芝居」 地芝居(地歌舞伎)は地元の人々が役者となって演じる芝居です。江戸時代から日本各地で行われてきましたが、岐阜は特に盛んな地域で、芝居小屋なども多く残っています。岐阜の地芝居について歴史をたどりながら見ていきます。	岐阜女子大学 地域文化研究所 講師 辻 公子 先生
2	12月4日(土) 【遠隔講義】 ※岐阜女子大学からオンラインで講義を生配信します。	「エンターテイメントとしての鵜飼」 観光資源である「ぎふ長良川鵜飼」は、国内外へどのように紹介されてきたのでしょうか。海外の鵜飼との比較を交えながら、観光鵜飼について考えます。	岐阜女子大学 文化創造学部 助教 瀬戸 敦子 先生

時間 午後2時～3時30分
対象・定員 市内在住・在勤・在学者



生涯学習マスコット
マナビィ

【対面講義の会場受講・遠隔講義の会場での受講】 18人

【オンライン受講】100人 ※オンデマンド(YouTube)配信なし

会場 教育センター 2階会議室

認定単位数 2単位

お申込み 10月4日(月)午前8時30分から受付を開始します。 ※費用無料・申込順
右下の二次元コードを読み取り、お申込みフォームからお申込みください。
電話またはメールでのお申込みの際は、氏名、電話番号、年代、講座名、
市内在住・在勤・在学のいずれかを明示してください。

持ち物 筆記用具、市民大学受講票(持っていない方には希望により交付します)

【お申込み・お問合せ先】

教育委員会 生涯学習課 (戸田市民大学事務局)
電話 048-441-1800 (内線 308、342)
FAX 048-432-9910
メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp



お申込みは
こちら